二　調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き規則九―八第十七条第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事院の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に俸給表異動等をした職員を除く。）

三　特定期間に俸給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ　調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事院の定める職員を除く。）

ロ　調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、次に掲げる職員に該当することとなるもの

(1)　規則九―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年十一月一日（同項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となる職員

(2)　規則一―二四第五条又は規則二一―〇第二十三条の規定により号俸を決定された職員のうち、(1)に掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

四　調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、派遣法第二条第一項の規定より派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業法第三条の規定により育児休業をしていた期間、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間又は自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であって、平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事院の定める職員

五　前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める職員

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表に次のように加える。

規則九―一二八（平成二十三年四月一日における号俸の調整）	第二条第五号の承認に関する文書等	取得の日から五年

（人事院規則九―八―五七の一部改正）

第三条　人事院規則九―八―五七の一部を次のように改正する。

附則第五項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の下に「（平成二十三年四月一日から平成二十四年一月一日まで）」を加える。

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

第四条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第四項又は」を「第四項、」に改め、「若しくは第三項」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次号において「平成二十二年給与法等改正法」という。）附則第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、同項第三号中「又は第八条第三項」を「若しくは第八条第三項」に改め、「第六項」の下に「又は平成二十二年給与法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」を加える。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一五―一〇

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、第五号及び第八号」を「から第六号まで及び第九号」に改め、同項第五号中「（以下この号」の下に「及び次号」を加え、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合　要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する九十三日（当該状態となった日前において当該非常勤職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、九十三日からその使用の状況を考慮して人事院が定める日数を差し引いた日数）の範囲内の期間

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一九―〇―八

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三　次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

イ　次のいずれにも該当する非常勤職員

(1)　任命権者を同じくする官職（以下「特定官職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2)　その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定官職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3)　勤務日の日数を考慮して人事院が定める非常勤職員

ロ　次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第三条の三を第三条の四とする。